

プライバシーマーク付与適格性審査手続規程

制定 平成 10 年 7 月 22 日 社団法人 情報サービス産業協会 第 121 回理事会

施行 平成 10 年 8 月 3 日

改正 平成 15 年 1 月 8 日 社団法人情報サービス産業協会 第 166 回理事会

施行 平成 15 年 1 月 8 日

改正 平成 19 年 11 月 22 日 社団法人情報サービス産業協会 第 210 回理事会

施行 平成 19 年 12 月 21 日

改正 平成 23 年 1 月 6 日 社団法人情報サービス産業協会 第 233 回理事会

施行 平成 23 年 3 月 1 日

改正 平成 24 年 1 月 6 日 一般社団法人情報サービス産業協会 第 240 回理事会

施行 平成 24 年 1 月 10 日

改正 平成 24 年 3 月 28 日 一般社団法人情報サービス産業協会 第 241 回理事会

施行 平成 24 年 3 月 28 日

改正 平成 25 年 3 月 27 日 一般社団法人情報サービス産業協会 第 248 回理事会

施行 平成 25 年 3 月 28 日

改正 平成 30 年 3 月 30 日 一般社団法人情報サービス産業協会 第 282 回理事会

施行 平成 30 年 4 月 1 日

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人情報サービス産業協会（以下、「協会」という。）が、一般財団法人日本情報経済社会推進協会（以下「付与機関」という。）が定めるプライバシーマーク制度基本綱領（以下「基本綱領」という。）及びプライバシーマーク指定審査機関の指定に関する規約に基づき、プライバシーマーク付与適格性審査機関の指定に関する契約（以下「審査機関契約」という。）を締結したことに伴うプライバシーマーク指定審査機関（以下「審査機関」という。）としての審査手続について定めることを目的とする。

2. プライバシーマーク付与の審査手続については、付与機関規程、審査機関契約、協会が定める審査機関規程その他規程に特別の定めがある場合を除くほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

一 規程規則等 次に掲げる規程及び規則をいう。

イ 付与機関規程 付与機関が定める基本綱領その他のプライバシーマーク制度に係る規程をいう。

ロ 審査機関規程 協会が定めるプライバシーマーク指定審査機関組織規程、プライバシーマ

プライバシーマーク付与適格性手続規程

- ーク付与適格性審査手続規程、現地審査の旅費に関する規程及び審査会規程をいう。
- ハ 審査規則 審査業務部長が定める審査手続及び審査実務の細則（様式を含む。）をいう。
- 二 申請事業者 協会に対してプライバシーマーク付与適格性の審査を申請した事業者をいう。
- 三 付与事業者 プライバシーマーク付与を受けている事業者をいう。
- 四 審査機関 基本綱領第7条に基づき指定契約を締結した機関をいう。
- 五 申請書類 次に掲げる書類をいう。
- イ 規定書類 付与機関規程、審査機関規程及び審査規則により提出が義務付けられている書類
- ロ 指定書類 審査担当者が指定した上記イ以外の書類
- 六 予備審査 協会が申請事業者に対し、審査基準及び規程規則等に基づき行うプライバシーマーク付与適格性の審査をいい、次に掲げる審査により構成される。
- イ 方式審査 申請書類の方式が規程規則等に適合するかどうかを確認し受理又は不受理を決定する審査をいう。
- ロ 書類審査 個人情報保護マネジメントシステム文書の内容が第7条に定める審査基準（以下「審査基準」という。）及び規程規則等に適合するかどうかを確認する審査をいう。
- ハ 現地審査 個人情報保護マネジメントシステムの運用及び個人情報の処理に係る情報システムにおける安全対策措置が審査基準及び規程規則等に適合するかどうかを確認するために申請事業者の事業所において行う実地調査をいう。
- 七 本審査 審査会におけるプライバシーマーク付与適格性についての審査をいう。
- 八 審査決定 審査会が行う次に掲げる決議をいう。
- イ 付与適格の決定 申請の内容が審査基準及び規程規則等に適合することを確認した上で行うプライバシーマーク付与の適格性を有する旨の決議をいう。
- ロ 否認の決定 申請の内容が審査基準及び規程規則等に適合しないことを確認する決議をいう。

（審査の客体）

第3条 協会は、次の各号のうち国内に活動拠点を持つ法人に限り審査を行うことができる。但し、一、二号にあっても、一般財団法人日本情報経済社会推進協会プライバシーマーク推進センター「プライバシーマーク制度における欠格事項及び判断基準」（JIP-PMK510）3.1及び3.2に該当する事業者の審査は行わない。

- 一 協会の正会員
- 二 前号の子会社（会社法第2条第3号に定めるものをいう。）又は関連会社（会社法施行規則第2条第3項第20号に定めるものをいう。）であって、情報サービス業（インターネット付随サービス業を含む。）¹を主要な事業とする法人

（申請）

第4条 申請事業者は、協会が指定する所定の方法により、審査の申請を行うものとする。

2. 申請事業者は、申請を行った時点でこの規程規則等の内容に対して承諾したものとみなす。

¹ 日本標準産業分類（中分類39「情報サービス業」40「インターネット付随サービス業」）

3. 更新を受けようとする申請事業者は、プライバシーマーク付与契約の満了の8ヶ月前の日から満了の4ヶ月前の日までに、申請書を提出しなければならない。

(協会の義務)

第5条 協会は、審査の過程で知り得た情報を第三者に開示してはならない。ただし、次の場合についてはこの限りでない。

- 一 付与機関に対して審査に関する報告を行う場合
- 二 付与事業者が審査機関を変更した際に、変更先となる審査機関に対して過去の審査状況を開示する場合
- 三 法令に基づく場合

(申請事業者及び付与事業者の義務)

第6条 申請事業者及び付与事業者は、虚偽の申請及び報告をしてはならない。

2. 申請事業者及び付与事業者は、協会の審査に協力しなければならない。
3. 申請事業者及び付与事業者は、プライバシーマーク付与に関する規約（以下「付与規約」という。）第12条第1項に基づく報告及び資料の提出並びに同第12条第2項に基づく調査に協力しなければならない。
4. 申請事業者及び付与事業者は、個人情報の取扱いにおいて漏えい、紛失等の事故があった場合は、付与機関及び協会が定める所定様式によって協会に対して速やかに報告しなければならない。

(審査基準)

第7条 審査会は、日本産業規格「個人情報保護マネジメントシステム—要求事項（JIS Q 15001）」に適合した審査項目を審査基準とし、規程規則等に従い審査する。

(審査の手順等)

第8条 協会の審査は、原則として、審査担当者による方式審査に始まり、予備審査を経て審査会による本審査を行うことによる。

2. 申請事業者は、規程規則等で定める所定様式に従って申請書類を作成しなくてはならない。ただし、定めがないものについては、申請事業者の任意の様式による。

(情報公開の原則)

第9条 協会は、プライバシーマーク制度の運用上の支障がある場合を除き、協会のウェブページに掲載する等適当な方法により規程規則等を公開しなければならない。

2. 協会は、申請をしようとする者又は申請事業者の求めに応じ、申請に必要な情報の提供に努めなければならない。

第2章 プライバシーマーク審査手続

第1節 方式審査

(欠格事由)

第10条 協会は、次の各号に定める申請事業者からの申請についてはこれを受理しない。

- 一 第3条の規定に適合しない事業者
- 二 申請の日前3か月以内に、審査機関からプライバシーマーク付与適格性審査に関する標準約款（以下「付与適格性審査標準約款」という。）第9条に基づく否認の決定を受けた事業者
- 三 申請の日前3か月以内に、審査機関から付与適格性審査標準約款第6条第2項、第8条第3項又は同条第4項に基づく審査の打ち切りを受けた事業者
- 四 申請書受付日までの過去1年間に、審査機関から付与規約第15条第1項に基づき、付与機関から付与適格の決定の取消しの決定を受けた事業者
- 五 申請書受付日までの過去1年間に、プライバシーマーク付与契約の解除を受けた事業者
- 六 付与規約第14条に基づくプライバシーマーク付与の一時停止の措置を受け、同規約第9条第3項ただし書により当該一時停止の期間が終了していない事業者
- 七 その他プライバシーマーク制度における欠格事項及び判断基準に定める欠格事項に該当する事業者

(方式審査)

第11条 協会は、申請がその事務所に到達したときは、遅滞なく当該申請の方式審査を開始しなければならない。

2. 協会は、申請事業者が申請資格があること、申請書類の記載事項に不備がないこと、申請書類に必要な書類が添付されていること及び申請をすることができる期間内にされたものであることを確認する。
3. 協会は、申請事業者の提出した申請書類が前項の要件に適合するときは受理しなければならない。
4. 協会は、審査基準及び規程規則等に定められた申請の方式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請事業者に対して、相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請を却下しなければならない。

(審査料等の請求)

第12条 協会は、申請を受理したときは、申請事業者に対して書面をもって受理を通知するとともに、規程規則等で定める申請料及び審査料を請求する。

2. 協会は、現地審査の実施後に申請事業者に対して規程規則等で定める旅費（交通費、宿泊費等）を請求する。
3. 申請事業者は、申請料、審査料及び旅費（以下「審査料等」という。）を請求した日から3ヶ月以内に協会が指定する銀行口座へ納入しなければならない。
4. 申請事業者は、いったん納入した審査料等の返還を請求できない。

第2節 予備審査

(予備審査の開始)

第13条 協会は、原則として申請書類を受理した日付の順に予備審査を開始しなければならない。

(書類審査)

第 14 条 審査担当者は、申請事業者の提出した申請書類の内容が審査基準及び規程規則等に照らして適合するかどうかを確認し、それが適合する場合はその旨を予備審査報告書に記載し、申請書類の原本とともに審査業務部長に提出する。

2. 審査担当者は、申請事業者の提出した規定書類の内容が審査基準及び規程規則等に照らして不十分な場合又は内容が不明な場合は、申請事業者に対して事実を証する資料の提出を求めることができる。

(現地審査)

第 15 条 審査担当者は、原則として書類審査の終了した申請事業者に対して現地審査を実施する。

2. 審査担当者は、現地審査の実施結果が審査基準及び規程規則等に照らして適合するかどうかを確認し、それが適合する場合はその旨を予備審査報告書に記載し、申請書類の原本とともに審査業務部長に提出する。

3. 現地審査においては、申請事業者の従業者以外の者が審査に立ち会うことを認めない。

4. 現地審査のための旅費（交通費、宿泊費等）は、規程規則等に従い申請事業者が負担する。

5. 現地審査時間が標準である 1 日を超える場合、協会は超過料金を決定し、これを申請事業者に請求できるものとする。

6. 前項の超過料金は、別途定める「追加の現地審査費用」に準じて決定する。

(予備審査の中断)

第 16 条 協会は、申請事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、予備審査を中断することができる。

- 一 申請事業者において個人情報に関する漏えい等の事故が生じた場合
- 二 審査料等の入金が確認できない場合

(予備審査の打ち切り)

第 17 条 協会は、申請事業者が審査の開始後に第 10 条各号のいずれかに該当することが判明したときは、予備審査を打ち切るものとする。

2. 協会は、申請事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、予備審査を打ち切ることができる。

- 一 申請事業者において虚偽の申請又は報告が判明した場合
- 二 審査担当者が申請事業者に対して予備審査における不適合の補正通知を発してから 3 か月以内に申請事業者が適切かつ十分な補正措置を取らなかった場合
- 三 審査基準の必要審査項目（小項目）のうち、3 分の 1 以上が適合していない場合
- 四 審査基準の審査項目のうち、次のいずれかに該当する場合
 - イ 申請事業者の実態等にかんがみ、講ずべき安全管理措置が著しく不十分な状態にある場合
 - ロ 個人情報保護に関する規程の整備又はその運用が著しく不十分な状態にある場合
 - ハ 更新申請において教育若しくは監査の内容又はその実施状況が著しく不十分な状態にある場合
- 五 申請事業者の従業者以外の者が著しく運用に関わっている場合

- 六 申請事業者の従業者以外の者が審査に立ち会った場合
 - 七 申請事業者が破産手続、会社更生手続若しくは民事再生手続の開始等の決定を受けた場合、解散した場合又は設立許可が取り消された場合
 - 八 申請事業者が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」で規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であることが判明した場合
 - 九 審査料等が請求した日から3ヶ月以内に納入されない場合
 - 十 その他申請事業者の責に帰すべき事由により審査の続行が困難になった場合
3. 審査業務部長は、予備審査の打ち切りについて、必要に応じて審査担当者に報告を求めることができる。

(審査の打ち切りの提案)

第18条 審査業務部長は、申請事業者が前条第1項及び第2項に該当すると認められるときは、審査会に対して当該申請事業者に係る申請について審査の打ち切りを提案する。

2. 審査業務部長は、前条第2項第7号に該当する場合を除き、審査の打ち切りの提案対象となる申請事業者に対してあらかじめその旨を通知する。

第3節 本審査

(審査会への報告)

第19条 審査業務部長は、次に掲げる各号を内容とする報告書を作成し、審査会に報告する。

- 一 付与適格の決定を受けようとする申請事業者名
- 二 書類審査の結果
- 三 現地審査の結果
- 四 その他審査会への報告が必要な事項

(本審査)

第20条 審査会は、予備審査の報告書及び申請書類の原本に基づいて付与適格の決定又は否認、又第17条及び第18条に基づく審査の打ち切りの決定を行う。

2. 審査機関は、前項の決定について当該申請事業者に通知する。
3. 再審査の決定があったときは、審査担当者は、決定の理由を踏まえて当該申請事業者の予備審査を行う。
4. 協会は、付与機関に対して第1項の決定について報告する。

第4節 付与適格の決定及び登録

(付与適格の決定の効果)

第21条 申請事業者は、付与適格の決定により、付与規約に基づく付与機関とのプライバシーマーク付与契約の当事者となる地位を有する。

2. 付与適格の決定を受けた申請事業者は、当該決定の日より3か月以内に付与機関との間でプライバシーマーク付与契約を締結する。
3. 協会は、当該申請事業者が正当な理由なく前項の期間を徒過したときは、付与適格の決定に伴う法

的地位及び権利の一切を放棄したものとみなす。

(付与事業者の登録)

第22条 協会は、付与事業者に係る次の事項を協会のウェブサイト等を通じて公表する。

- 一 事業者名
- 二 付与番号
- 三 本社所在地
- 四 プライバシーマーク付与契約の有効期間

2. 協会は、付与事業者のプライバシーマーク付与契約が有効期間を満了し、又は付与の取消し若しくは契約の解除によって失効したときは、当該付与事業者に係る前項の記載を抹消する。

(申請に係る事項の変更等)

第23条 付与事業者は、申請書類の内容に次の事項の変更が生じたときは、付与規約第7条に基づき、速やかに所定様式をもって協会に報告しなければならない。

- 一 事業者名
- 二 代表者の氏名
- 三 本社所在地
- 四 個人情報保護管理者、個人情報保護監査責任者、個人情報保護に関する相談窓口担当者、申請担当者の氏名及び連絡先
- 五 その他事業者に係る重要な事項

(合併又は分社に係る審査)

第24条 協会は、付与事業者について合併又は分社が生じたときは、付与機関が定める合併分社等に伴うプライバシーマーク付与の地位の継続に関する手順に基づき、当該付与事業者のプライバシーマーク制度上の地位の存続又は承継の可否についての審査（以下「合併審査」という。）を実施する。なお、合併又は分社以外の態様における営業譲渡が生じたときも同様とする。

2. 合併審査については、第14条から第20条までの規定を準用する。

第3章 異議の申出

(注意又は勧告、プライバシーマーク付与の一時停止又は取り消し)

第25条 審査会は、付与機関が定める「プライバシーマーク付与に関する規約」及び「プライバシーマーク制度における欠格事項及び判断基準」に基づき、申請事業者又は付与事業者に対して次の各号に掲げる措置を決定した場合は、その旨を書面で通知するとともに、当該決定の理由を書面で示さなければならない。

- 一 注意又は勧告
- 二 プライバシーマーク付与の一時停止又は取り消し

(異議の申出)

第 26 条 申請事業者又は付与事業者は、前条第 1 項の通知を受けた日の翌日から 14 日以内に、審査会に対して異議の申出をすることができる。

2. 異議の申出に関する手順は、「審査会の措置決定に対する異議の申出に関する手順」によるものとする。

第 4 章 補 則

(改定)

第 27 条 本規程の改定は、審査会の議を経て、理事会の承認を得るものとする。

附 則

(施行)

第 1 条 この規程は、平成 10 年 8 月 3 日から施行する。

(試行期間)

第 2 条 前条施行日より平成 11 年 3 月 31 日までをプライバシーマーク制度の試行期間とし、指定機関は、規程規則等の整備と運用の改善に努めることとする。

(審査の客体の制限)

第 3 条 審査会は、プライバシーマーク制度の運用体制が整備されるまでの間、審査会規程により、第 3 条に定める審査の客体を一定の範囲に限定することができる。

(経過措置)

第 4 条 審査会は、本規程の改定に伴う審査基準の変更に対応するため、旧審査基準（「民間部門における電子計算機処理に係る個人情報の保護に関するガイドライン（平成 9 年 3 月 4 日通商産業省告示第 98 号）」、及び「情報サービス産業個人情報保護ガイドライン（平成 9 年 11 月 26 日社団法人情報サービス産業協会理事会承認）」）によりプライバシーマーク付与の付与適格の決定を受けた事業者に対し、新審査基準（JIS Q 15001）による再審査を行うことができるものとする。

2. 再審査に関する手続等は、付与機関規程に特別の定めのない限り審査会規程で定める。

附 則

(施行)

第 1 条 この規程は、平成 15 年 1 月 8 日から施行する。

附 則

(施行)

第1条 この規程は、平成19年12月21日から施行する。

(廃止)

第2条 平成19年2月20日施行の「プライバシーマーク審査における否認決定の提案基準について」は本規程の施行をもって廃止する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成23年3月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成24年1月10日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成24年3月28日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成25年3月28日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、令和元年8月1日から施行する。